

飼育動物の診療施設開設届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

開設者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

資 格（ 獣医師 獣医師でない ）

電話番号

ファクシミリ番号

診療施設を開設したので、獣医療法第3条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 診療施設の名称		
2 開設の場所	〒 電話番号 ファクシミリ番号	
3 開設の年月日	年 月 日	
4 管理者	氏名 〒 住所	
	獣医師登録番号	
	獣医師登録年月日	

5 診療の業務を行う 獣医師（全員）	氏名	獣医師登録番号	獣医師登録年月日
6 診療の業務の種類	産業動物 小動物 その他（ ）		
7 診療施設の構造設備 の概要			
（1）建物の構造			
（2）平面図	別紙のとおり		
（3）診療の用に供するエックス線の発生装置（定格 管電圧10キロボルト以上かつ有するエネルギーが1メガ 電子ボルト未満のものに限る）等の有無	（有・無）		
（3）で有る場合、発生装置等の 概要	別紙のとおり		
8 往診診療	専 門 専門でない		
9 麻薬及び向精神薬 使用の有無及び保 管の状況	有（品名 ） ・ 無 保管の状況：		

注1 開設者が法人である場合は、定款を添付すること。

2 開設者が法人である場合の資格は、獣医師でないにすること。

3 診療の業務を行う獣医師欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

4 獣医療法施行規則第1条第1項第6号～第11号に該当する診療の用に供するエックス線の発生装置等を有する場合（7（3）の規格を越える場合は、別途必要事項を届け出ること。

5 開設の日から10日以内に届け出ること。10日を越えて届け出る場合は、遅延理由書を併せて提出すること。